

高知県沿岸漁業経営再建特別資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、沿岸漁業経営再建特別資金（以下「再建特別資金」という。）利子補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補給金は、漁業経営が極めて困難となっている漁業者の自助努力を前提として、関係機関の支援・協力の下に漁業経営の再建又は事業の継続に向けた事業承継を図るための長期低利の負債整理資金である再建特別資金を融通する事業（以下「融資事業」という。）を行う融資機関に対し、県が予算の範囲内で利子補給を行い、当該漁業者の経営の再建又は事業の継続を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「沿岸漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

- (1) 20トン未満の動力漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- (2) 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）
- (3) 水産動植物の養殖の事業

(借受資格者)

第4条 再建特別資金を借り入れることができる者（以下「対象漁業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす沿岸漁業を開始する又は営む個人、法人及び沿岸漁業従事者の組織する団体（法人格のない団体にあつては、知事が別に定める基準に適合するものに限る。以下「団体」という。）で、第10条の規定により作成した再建特別計画又は事業承継計画（以下「再建特別計画等」という。）について、知事の認定を受けたものとする。

- (1) 漁業経営の再建を図る漁業者又は被承継者において、直近の事業年度を含め原則として3年（直近の事業年度の債務超過額がその前の事業年度の債務超過額に比べ増加しており、現事業年度においても水揚金額又は漁業支出の動向等からみてさらに債務超過額の増加が見込まれる者にあつては、2年）以上債務超過となっていること又は直近3年の漁業収支が通算して損失となっていること。
- (2) 今後の漁業経営に係る漁業収入が漁業支出及び負債利息（減免した場合は、減免後の負債利息）の合計額以上であると見込まれること。
- (3) 既に再建特別資金、高知県漁業経営維持安定資金及び高知県漁業経営再建資金を借り受けているものでないこと。
- (4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(融資機関)

第5条 再建特別資金を貸し付けることができる金融機関（以下「融資機関」という。）は、西日本信用漁業協同組合連合会、銀行及び信用金庫であり、県税を滞納していない者とする。

(整理対象債務)

第6条 再建特別資金により整理することができる債務（以下「整理対象債務」という。）は、漁業経営に係るもので、次に掲げるものとする。ただし、政府関係金融機関から資金の貸付

けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で沿岸漁業者に貸し付けられた資金に係る債務を除く。

(1) 返済期限到来後未返済となっている債務

(2) 返済期限未到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務で次に掲げるもの

ア 借換えを繰り返している短期借入金で通常の運転資金とは認め難いもの

イ 期限延長又は書換えを行った支払手形

ウ 他の債務（例えば設備資金）の返済が困難であるためその延滞を防止するため貸付けを受けたことが明らかな借入金（長期借入金を含む。）

エ 買掛金及び未払金のうち、前漁期分に相当する未払分及び買掛金であって、支払が困難なため支払手形に振り替えたもの

(3) 事業承継の場合において、被承継者の返済期限未到来の債務のうち、繰上償還が必要になったもの

(4) その他知事が漁業経営の再建又は事業の承継を図るために整理することが特に必要であると認めた債務

(貸付利率等)

第7条 融資機関が漁業者等に対して再建特別資金を融通する場合の貸付利率及び利子補給率は、別表に定めるとおりとする。ただし、漁業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の金利変更があった場合は、貸付利率等を変更し、別途通知するものとする。

(貸付限度額)

第8条 再建特別資金の貸付限度額は、第10条及び第11条の規定により、知事の認定を受けた再建特別計画等（以下「認定再建特別計画等」という。）に定める額又は次の表に掲げる額のいずれか低い額とする。

区 分	貸付限度額
漁船漁業を営む者	1億円
養殖業を営む者	1億円
大型定置網漁業を営む者	1億円
小型定置網漁業を営む者	5,000万円

(償還期限及び据置期間)

第9条 この要綱による償還期限及び据置期間は、次のとおりとする。

(1) 償還期限は、10年以内とする。

(2) 据置期間は、2年以内とし、償還期限に含まれる。

(3) 貸付金の償還は、原則として年2回、元本均等償還とする。ただし、再建特別計画の認定を受けた漁業者においては、漁業経営の再建が達成されたと認められる場合は、再建特別資金の繰上償還を行う。

(再建特別計画等の提出)

第10条 対象漁業者（事業承継の場合を除く。）は、別記第1号様式による再建特別計画等認定申請書に、次に掲げる事項を記載した再建特別計画等を作成し、別記第2号様式による借入申込書を添えて、融資機関に提出しなければならない。

- （1） 漁業経営の現状及び現状に至った理由
 - ア 漁業経営の沿革
 - イ 漁業経営の現状
 - ウ 漁業経営の現状に至った理由
 - エ 漁業経営の再建のために現在までに講じた措置
- （2） 資産及び収支の状況
- （3） 漁業経営の再建を図るために必要な措置
 - ア 借受者の自助努力
 - イ この資金の借受けによる利息等の軽減
 - ウ その他
- （4） 今後の資金計画
- （5） 整理対象債務の明細

2 事業を承継する漁業者は、別記第1号様式による再建特別計画等認定申請書に次に掲げる事項を記載した事業承継計画を作成し、別記第2号様式による借入申込書を添えて、融資機関に提出しなければならない。

- （1） 漁業経営の現状及び現状に至った理由
 - ア 被承継者の沿革
 - イ 被承継者の現状
 - ウ 事業承継に至った理由
- （2） 資産及び収支の状況
- （3） 今後の資金計画
- （4） 整理対象債務の明細

3 融資機関は、再建特別計画等及び借入申込書の内容を審査の上、再建特別計画等認定申請書類一式、別記第3号様式による利子補給承認申請書に借入申込書（写し）、対象漁業者及び融資機関の納税証明書（借入申込日から遡って1箇月以内に発行された、納期限が到来した県税について滞納がない旨の所管の県税事務所長の証明書）を添えて知事に提出しなければならない。

（知事の認定）

第11条 知事は、前条第2項に規定する利子補給承認申請書等の提出を受けたときは、再建特別計画等が知事が別に定める基準に適合しているかどうかを審査の上、適合している場合は、別記第4号様式により当該再建特別計画等を認定し、別記第5号様式により利子補給を決定するものとする。

（貸付の実行）

第12条 前条に規定する再建特別計画等の認定等の通知を受けた融資機関は、これらの決定に基づき貸付決定を行い、借入申込者に別記第6号様式による貸付決定通知書を送付して通知するものとする。

2 再建特別資金の貸付けは、前条に規定する知事の認定を受けた認定再建特別計画等に基づ

いて行うものとする。

- 3 貸付けを実行した融資機関は、実行後直ちに別記第 7 号様式による沿岸漁業経営再建特別資金貸付実行報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(認定再建特別計画等の実施)

第 13 条 対象漁業者は、認定再建特別計画等を誠実に実施しなければならない。

- 2 融資機関は、毎年度対象漁業者に漁業経営の状況を別記第 8 号様式により報告させるとともに、対象漁業者の事業年度終了後遅滞なく、当該報告等をもとに別記第 9 号様式による経営状況調書を作成し、これを知事に報告しなければならない。

(貸付実行の中止)

第 14 条 融資機関は、知事の利子補給承認を受けた後、融資機関の事情により貸付実行を中止した場合は、直ちに別記第 10 号様式による沿岸漁業経営再建特別資金貸付実行中止届を知事に提出しなければならない。ただし、漁業者等の事情による借入辞退については、別記第 11 号様式による沿岸漁業経営再建特別資金借入辞退届を県に提出しなければならない。

(認定再建特別計画等の変更)

第 15 条 認定再建特別計画等の変更については、第 10 条及び第 11 条の規定に準ずるものとする。この場合において、知事は当該認定再建特別計画等の変更が、同条に規定する知事が別に定める基準に適合している場合に限り、これを認定するものとする。

- 2 認定再建特別計画等の変更の申請は、変更の事由が生じてから 6 月以内に行われなければならない。
- 3 知事は、認定再建特別計画等の変更について、1 回に限り認定するものとする。ただし、知事が特別に指定する事由による変更については、この限りでない。

(認定再建特別計画等の取消し)

第 16 条 知事は、別に定めるところにより当該認定再建特別計画等の取消しを行うことができる。

- 2 知事は、認定再建特別計画等の取消しを行った場合は、借受希望者及び融資機関にその旨を通知するとともに、直ちに利子補給を打ち切るものとする。

(繰上償還報告書の提出)

第 17 条 融資機関は、対象漁業者から当該資金の全部又は一部の繰上償還があった場合は、直ちに別記第 12 号様式による沿岸漁業経営再建特別資金繰上償還報告書を知事に提出しなければならない。

(利子補給)

第 18 条 知事は、融資機関に対し、当該再建特別資金に係る利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の請求及び交付)

第 19 条 融資機関は、次条に規定する利子補給契約書に基づき、別記第 13 号様式による利子補給金計算書を添え別記第 14 号様式による利子補給金請求書を次に掲げる期日までに知事に提出しなければならない。

区 分	利子補給期間	請求期日
上期分	1 月 1 日～6 月30日	左欄の期間と同年度内の7 月末日
下期分	7 月 1 日～12月31日	左欄の期間と同年度内の1 月末日

2 県が交付する利子補給金の額は、1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間に算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

3 知事は、融資機関から利子補給金の請求があった場合において適当であると認めたときは、当該請求を受理した日の属する月の翌月中にこれを交付するものとする。

（利子補給契約書）

第 20 条 県と融資機関との間で締結する利子補給契約は、別に定めるものとする。

（利子補給金の返還等）

第 21 条 知事は、融資機関がこの要綱に違反したと認めたときは、当該融資機関に交付すべき利子補給金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 知事は、対象漁業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該貸付金に対する利子補給金の交付を停止し、又は打ち切ることができる。

（1）知事が当該利子補給に係る再建特別計画等の認定を取り消したとき。

（2）この制度により借り入れた資金を目的外に使用したとき。

（3）虚偽の借入申込書により借り入れたとき。

（延滞金）

第 22 条 融資機関は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年利 14.5 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の延滞金の金額を計算する場合における年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（関係書類の保存）

第 23 条 融資機関は、この要綱による資金の貸付及び利子補給に係る関係書類を他と区分して利子補給終了後 5 年間保管しなければならない。

（書類の検査及び報告）

第 24 条 知事は、必要があると認めたときは、対象漁業者及び融資機関の関係帳簿、書類その他必要な物件に対する職員の検査及び必要な報告を求めることができるものとし、対象漁業者及び融資機関は、これに協力しなければならない。

（情報公開）

第 25 条 この要綱に基づく融資事業又は融資機関に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、高知県沿岸漁業経営再建特別資金利子補給金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 12 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 12 月 6 日から施行し、11 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

基 準 金 利	近代化資金基準金利－0.5パーセント
利子補給率	近代化資金利子補給率
貸 付 利 率	（近代化資金基準金利－0.5パーセント）－近代化資金利子補給率

備考 上の表により算出した貸付利率が 1.0 パーセントを下回るときは、貸付利率は漁業経営維持安定資金の貸付利率又は 1.0 パーセントのいずれか低い利率とし、利子補給率は上の表より算出した基準金利から貸付利率を引いた利率とする。